

令和元年度第 2 回名張市国民健康保険運営協議会会議録

日時：令和 2 年 1 月 30 日（木）午後 3 時～4 時

場所：名張市役所 庁議室

出席委員 （被保険者代表）田畑純也 松下英子 福永圭志 福持幸郎 男山佳子
（保険医代表）久保将彦 松村典彦 上坂太祐
（公益代表）川嶋忠司 森本高子 名倉豊 清水登代子
（被用者保険代表）竹内俊彦

欠席委員 （保険医代表）新谷継郎 武田良一
（被用者保険代表）川本敏之 田中達也
（公益代表）橘久美子

事務局出席者 市民部長 保険年金室長 健康・子育て支援室長 保険年金室室員

1. 開会

（事務局）失礼します。今日はお集まりいただきありがとうございます。定刻少し前ですけれども今から令和元年度第 2 回名張市国民健康保険運営協議会を開催いたします。委員の皆様にはご多忙にも関わりませず、当協議会の会議にご出席いただき誠にありがとうございます。それでは開催に先立ちまして部長の牧田から一言ご挨拶させていただきます。

2. あいさつ

（部長）失礼いたします。市民部長の牧田でございます。先ほど司会の方からも話がありましたように本日は委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中この協議会に出席賜りまして誠にありがとうございます。早速ではございますけれどもこの時期は通常のインフルエンザ流行に加えまして、この昨今では皆様ご承知いただいておりますように新型コロナウイルスによるこの肺炎の拡大というのが大変懸念される状況になってまいりました。隣の奈良県であったり大阪であったりというところで感染された方が出てきているという状況でございますので、そういった方を介してまた人ごみの中を介していつどういう風に感染が広まってくるかという事が大変懸念されるわけでございます。私共の名張市役所におきましても、とにかくは一般的な衛生対策という事で窓口の者はマスクを着用し、手洗いを実行する、うがいをするという事で各階に消毒液を配置させていただきまして消毒に努めるというような対応をさせていただくという事をしております。このことが今後医療費の増加に繋がらなければいいなという風に思っているんですけども、それを防ぐ為にもみんなで気をつけて行こうという事で対応を考えている所でございます。本日はこのお配りしております事項書資料に書いてございますように、まずは議事の一つ目としては令和元年度のこの国保特別会計の決算見込みについて、そして令和 2 年度の国保会計の予算及び事業

計画案について、そして3番目に令和2年度の国民保険税の見直しについて、そしてその他という事で議事の予定をさせていただいております。この3番目の保険税の見直しについてという事では前回の昨年の8月に開催させていただきました、この協議会におきまして検討、大変財政状況が厳しいので見直しについても検討しているという事でお知らせをさせていただきましたけども、そのことについてこの項で説明させていただきたいと考えております。本日は最後までよろしくご審議の上、何卒貴重なるご意見をいただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

3.議事

(事務局) それでは議事に入らせていただきます。本日は18名の委員の内13名の委員の方にご出席いただいております。委員の半数以上の方のご出席に伴って会議が成立していることを報告させていただきます。議事進行につきましては会長にお願いする事となっておりますので以降の進行につきましては川嶋会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会長) それでは事項書(1)議題第1項令和元年度名張市国民健康保険特別会計決算見込みについて事務局から説明をお願いします。

(事務局) 保険年金室の田中でございます。それでは令和元年度国民健康保険特別会計決算見込みにつきまして資料No.1によりまして説明させていただきます。

1. 国民健康保険被保険者数等の推移につきましては、平成29年度、30年度は年度平均で、令和元年度は令和元年12月末の数値で説明させていただきます。

元年度の被保険者数は、12月末で16,683人となり、前年度平均と比較しまして731人減少しています。一方、国民健康保険加入世帯につきましても、12月末で10,603世帯となり、前年度平均と比較して315世帯減少しています。

2. 決算状況につきましては、12月定例会市議会にて議決された12月補正予算に基づいて、令和元年度既決予算額を現時点での決算見込みとし、平成30年度決算額と比較して主なものを説明させていただきます。

まず、歳入では、国民健康保険税は前年度比636万円の増として既決予算額15億600万円を計上しています。

なお、12月末時点での収納状況につきましては、現年課税分の収納率は、58.49%となっており、前年度同期の58.25%と比較しますと、0.24ポイント上がっています。一方、滞納繰越分では23.65%となり、前年度同期の22.60%と比べて1.05ポイント上がっています。現年課税分と滞納繰越分をあわせた全体の収納率では53.09%となり、前年度同期の52.36%と比較しますと0.73ポイント上昇しています。

収納率の上昇については、近年、コンビニ収納の浸透や納税指導等の収納対策の取組みの

表れと認識していますが、被保険者数の減少や軽減措置の拡大等から調定額が減少しているため、最終的には収納額も減少する状況になるものと見込んでおり、現在精査しているところです。

次に県支出金は、保険給付費の支払いに必要な財源としての普通交付金と、特別交付金を合わせて 59 億 9,557 万円を計上しています。

次の繰入金では、国保事業費納金の増加や保健事業への繰出金等による財源不足を補うため、国民健康保険財政調整基金からの繰入金を 2 億 1,400 万円計上し、合わせて 6 億 5,247 万円としていますが、実際の基金からの繰入額につきましては、年度末の決算見込により判断することといたします。

これらにより、歳入予算の合計は、83 億 2,625 万円となり、前年度決算額と比較して、1.9%増（1 億 5,410 万円の増）となっています。

次に、歳出予算の主なものを説明させていただきます。

総務費は、363 万円増の 1 億 3,389 万円を計上しています。

保険給付費につきましては、医療給付費の伸びから推計し、1 億 2,227 万円増の 58 億 3,217 万円を計上しています。

次の国保事業費納付金は、県から示された標準保険料率等により算出された納付金として 1 億 2,778 万円増の 20 億 8,844 万円を計上し、県に納付しています。

次の保健事業費は、特定健診・保健指導の委託料等の増により 1 億 2,474 万円となっています。

最後に、諸支出金につきましては、前年度の保険給付費等交付金等の確定に伴う精算で償還金が 4,123 万円減となったこと等により、1 億 3,700 万円を計上しています。

以上で、歳出予算合計も 83 億 2,625 万円となり、前年度決算額と比較しますと 2.0%増（1 億 6,549 万円の増）となっています。

被保険者数の減少等によるところもございしますが、現時点での決算見込みとしましては、前年度からの繰越金を 1 億 5,000 万円と計上していることから、単年度収支はマイナスとなり大変厳しいものと見込んでいます。

以上で、令和元年度 12 月補正予算後の予算額に基づきます国民健康保険特別会計決算見込の説明とさせていただきます。

（会長）はい、ありがとうございました。只今令和元年度名張市国民健康保険特別会計決算見込みについて事務局から説明いただきました。つきましては委員の皆さんからのご意見ご質問をいただきたいと思っております。ついては挙手をもって発言のほどよろしく申し上げます。特にないようでしたら次の議題の方に移らせていただきたいと思っております。12 月補正予算後の額に基づいての見込みとして報告を受けましたので決算に向けて十分な精査を行い抜かりない対応をお願いします。次に議題第 2 号令和 2 年度名張市国民健康保険特別会計予算（案）及び事業計画（案）につきまして事務局から説明をさせていただきます。

(事務局) それでは、資料No.2 に基づきまして令和 2 年度国民健康保険特別会計当初予算(案)につきまして説明させていただきます。以前にもご説明させていただきましたように、平成 30 年度からの国民健康保険の制度改正では都道府県が財政運営の責任主体となり国保運営の中心的役割を担うこととなってございます。この改正によりまして市町村は都道府県が示した国保事業費納付金を都道府県に納付し、都道府県はこの納付金や国費等をもとに、市町村が保険給付を行なうための財源としての普通交付金等を市町村に交付するという事になりました。これらの制度改正の状況や医療給付費の伸び等により令和 2 年度の歳入、歳出の予算総額でございますが前年度当初予算と比較いたしまして 0.8%の増となりまして、83 億 8,760 万円という事になります。6,370 万円の増でございます。

まず歳入予算につきまして資料No.2 の別紙をあわせてご覧いただきまして主なものを説明させていただきます。

国民健康保険税につきましては被保険者数の減少、低所得者層の軽減措置の拡充等もございまして現行税率のままでは財源の確保は大変困難になる状況でありますことから国保税率の見直しによる税額としまして、前年度から 2 億 643 万円の増額で 17 億 1,243 万円を計上しております。なお、この国保税率の見直しにつきましてはこの後の議題第 3 項にてご説明させていただきます。

それから国庫支出金でございますけれども制度改正に伴うシステム改修費補助金として 1,199 万円を計上しております。

県支出金でございますが、保険給付費の支払に必要な財源としまして、普通交付金 59 億 2,910 万円を計上したほか、特別交付金として 1 億 9,236 万円をあわせて 61 億 2,146 万円を計上しております。

繰入金は、名張市一般会計で受け入れる国・県からの補助金と合わせて繰り入れる保険基盤安定繰入金で 300 万円の減や国民健康保険財政調整基金繰入金で 2 億 1,400 万円の減等によりまして、1 億 3,102 万円減の 5 億 2,073 万円を計上しております。

繰越金は、1 億 4,900 万円減の 100 万円を計上しております。諸収入につきましては、昨年度と同様の予算科目で計上しております。以上が歳入予算の主な内容でございます。

次に歳出予算につきまして主な内容について説明させていただきます。

総務費は制度改正に伴うシステム改修費委託料の増等にともなしまして、1,099 万円増の 1 億 4,270 万円を計上しております。

次の保険給付費でございますが、一般被保険者にかかる給付費全体で 1 億 8,300 万円の増、退職被保険者にかかる給付費全体で 4,605 万円の減となりまして合わせて 1 億 3,895 万円増の 59 億 7,112 万円を計上しております。

次の国保事業費納付金でございますが、県により算出された納付金としまして 9,280 万円減の 19 億 9,564 万円を計上し、県に納付することとなります。

保健事業費でございますが、特定健診や、特定健診プラスの受診委託料等としまして 656 万円増の 1 億 3,113 万円を計上しております。

諸支出金ですが、生活習慣病予防重点プロジェクト事業や、がん検診受診率向上対策、高齢者インフルエンザ対策、保健師の人件費負担分等、健康づくり事業として一般会計への繰出金等によりまして 1 億 3,700 万円を計上しております。

予備費は前年度同額の 1,000 万円を計上しております。以上が歳出予算の主な内容でございます。

令和 2 年度当初予算（案）につきましては 3 月 3 日開会の 3 月定例会市議会に提案することといたしておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

（会長）はい、ありがとうございました。ただいま令和 2 年度名張市国民健康保険会計当初予算（案）及び事業計画（案）について事務局から説明いただきました。皆様、委員の皆様から質問お受けしたいと思っております。何かあれば挙手をもって発言をお願いします。ではないようですので次に事業計画（案）の方をお願いします。

（事務局）それでは令和 2 年度事業計画の概要を説明させていただきます。事業計画としましては資料No.3 によりまして主に特定健康診査につきましてご説明いたします。

平成 20 年度から始まっております特定健康診査の取り組みにつきましては、福祉子ども部や市立病院と連携して平成 24 年度から生活習慣病予防重点プロジェクト事業を展開し、土曜日・日曜日の実施でがん健診と同時受診いただける集団健診を予定しております。また、地域と協働しての集団特定健診も実施を予定しております。集団特定健診を受診された方には昨年度同様、結果説明会の開催も予定しており、メタボリックシンドローム、いわゆる内臓脂肪症候群の該当者や予備群を減少させる事により糖尿病等の生活習慣病予防につなげようと特定健診の受診率向上に努めているところでございます。

令和 2 年度の事業計画案をご説明する前に、令和元年度の特定健診の取り組み状況等につきまして担当の獅子原から先にご説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

（事務局）はい。保険年金室の保健師の獅子原です。よろしくお願いたします。お手元資料の 7 ページ資料No.3 別紙をご参照下さい。

まず、平成 30 年度の特定健診・特定保健指導の実績について、昨年 1 1 月に確定した数値について報告します。特定健診受診率について、29 年度実績に比べ 1.5 ポイント上昇しています。地域で実施の集団健診が全地域に広まったこと、医師会の協力があり受診数が伸びたことが関係していると考えます。来年度も地域づくり、そして医師会の先生方と連携しながら受診率向上に努めていきたいと思っております。

特定保健指導受診率に関しては、29 年度に比べて実施率が 4.9 ポイント上がった状況です。29 年度より集団健診受診者については、集団健診の結果説明会の後の時間に、特定保

健指導対象者には残っていただき、初回面接を実施しました。結果説明会は対象者が自身の身体に一番関心が高い時期にもあたるため、116名の保健指導対象者のうち108名の93%の初回面接を実施することができました。ただし、なかには保健指導を途中で脱落してしまう方も見えるため、電話等での支援を行うようにしています。

また年代別の特定健診の受診率をみると、全体としては上昇傾向ではありますが、40代は微減、50代は年々微増を見せていますが、40代50代の受診率がまだまだ低い状況であるため、若い世代への受診勧奨を強化し、早期からの生活習慣の見直しができるように働きかけたいと思います。

次に、令和元年度の実績見込み状況について報告します。今年度の取組としては、がん検診と特定健診のセット健診を昨年と同じ7日間実施しました。また現在地域づくり組織の協力のもと全15地区で、市民センター等を利用し後期高齢者健診と特定健診を同時に実施する集団健診を実施しています。また受診勧奨通知については10月に、過去3年間の受診履歴から、過去3年間毎年受診していた人、時々受診していた人、まったく受診していなかった人の3タイプ別に送付しました。さらに特定健診受診者には医療機関協力の下、全員に、健診相当の検査内容を任意で情報提供いただけたかたにもケンコー！マイレージのポイントを5ポイント付与しました。1月28日現在までで、1,950件の利用が確認されています。

今年度の実績見込みとしては、資料をご参照下さい。今年度の受診者数が例年より低いようにみえますが、例年より早い時期での状況報告であるためで、例年同様の受診者数は見込まれています。またお手元の資料に記載している経年の受診者数は実受診者数であり、法定報告の受診者は一年間通して国民健康保険資格がある方の受診者数となっているため、確定値では変動が見られます。

最後に、令和2年度の実績見込みとしては、引き続き地域づくり組織と協働で受診率向上に努めていくとともに、新規受診者の開拓や継続受診者を増やしていきたいと考えています。

以上で、令和元年度の実績見込み状況等についての報告を終わります。

(事務局) はい、ありがとうございました。続きまして令和2年度の事業計画としまして、再度資料No.3の方に戻っていただきたいと思います。

まず1つ目の特定健康診査、特定健診です。特定健康診査と特定保健指導につきましてご説明させていただきます。

特定健診につきましては県内統一の特定健診と名張市独自で肺がん検診、大腸がん検診等を追加した特定健診プラスのどちらかで受診していただくように令和2年度も7月から11月にかけてがん検診と同時に実施できるよう予定をしております。又受診率の向上を図るため休日実施の集団健診の実施や地域づくり組織と委託契約を締結し、受診率向上に向けての啓発活動等の連携や地区集団健診につきましても、全15地区で実施できるよう引き

続き進めてまいります。さらに 29 年度から実施しております健康づくりポイント制度名張ケンコーマイレージにつきましても通年実施し特定健診の受診や健康増進につながる取組、普段の健康行動にポイントを付与することで市民の健康意識を高めていきたいと考えております。本年度も引き続き、特定健診を受けますと 5 ポイント付与する事といたしております。特定健診の受診結果により行う特定保健指導につきましても引き続き健康子育て支援室と連携して実施してまいります。

3 つ目の保健事業繰出金につきましてでございますが、平成 24 年度から実施しております福祉子ども部や市立病院と連携して名張市が一体となって取り組む生活習慣病予防重点プロジェクト事業やがん対策事業、高齢者インフルエンザ・肺炎対策事業、保健師人件費負担分といった保険事業に対しまして引き続き一般会計へ繰り出すことといたしております。以上で令和 2 年度の事業計画の説明とさせていただきます。終わります。

(会長) ありがとうございます。令和 2 年度名張市国民健康保険特別会計予算(案)及び事業計画(案)また取り組みについての説明をいただいたわけですが、委員の皆様から意見ありましたら挙手をもってお願いいたします。よろしいでしょうか? ないようでしたら第 2 項の令和 2 年度の名張市国民健康保険特別会計予算(案)及び事業計画(案)について定例市議会で審議されますので、この予算(案)で提案していただく事といたします。それでは続きまして第 3 項の令和 2 年度国民健康保険税の見直しについて事務局の方からお願いします。

(事務局) それでは令和 2 年度国民健康保険税の見直しの概要説明をさせていただきます。資料 No.4 の 1 をまずご覧いただきたいと思っております。

まず、1 つ目の改正の趣旨及び背景でございますが、国民健康保険は、近年の人口減少、急速な高齢化の進展を受け、被保険者が減少する中で高齢者や低所得者層が増加するといった要因により保険税収入が減少する一方、医療技術の高度化等に伴い医療費が増加するなど、全国的にたいへん厳しい財政状況にあります。本市ではこれまで、生活習慣病対策など医療費の増加を抑える取組を実施するとともに、収納対策に力を入れ税収確保に努めてきましたが、それでも不足する財源については、国保財政調整基金を取り崩して対応し、県下でも低い水準の国保税率を 10 年以上引き上げずに財政運営を行ってきました。

そのような中、平成 30 年度より国保財政の運営主体は都道府県になりましたが、これまで財源としてきた基金も枯渇する可能性が高くなっており、現行のままでは国保財政の運営が困難になることから、国保税を基本とする独立採算である国保においては、国保税率の見直しを行わざるを得ず、国保税条例の一部改正を行おうとするものでございます。

次に 2 つ目の改正の内容でございますが、現行の税率はご覧の表のとおりです。改正案の税率につきましては、医療分は、所得割 8.96%、均等割 26,400 円、平等割 24,200 円、後期高齢者支援均分は、所得割 2.64%、均等割 8,600 円、平等割 8,0

00円、介護分は、所得割2.30%、均等割9,900円、平等割5,600円への改定を提案しています。施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、資料No.4-2の国民健康保険事業に関する推移一覧をご覧ください。30年度までは、決算ベースで、01年度は12月補正後の既決予算ベースとなっています。この推進一覧からわかりますことは、名張市におきましても、世帯数や被保険者数は年々減少しており、これに伴い表の下段にある国民健康保険税の調定額も年々減少し、収納率は上昇傾向にあるものの収納額も年々下がってきている状況です。一方保険給付費は増加傾向にあり、28年度、29年度は診療報酬の改定で薬価基準の大幅な引き下げがあったため減少していますが、30年度からは再び上昇に転じています。また、決算については、決算上、収支差引額は黒字となっておりますが、ほぼ毎年のように基金を取り崩し、収支差引額から繰越額を差し引いた単年度収支やさらに基金繰入額を差し引いた実質単年度収支は赤字が続いており、30年度決算では3億2,200万円の実質単年度収支の赤字となっている現状です。

続いて資料No.4-3をご覧ください。このように、令和元年度も財政状況はさらに厳しく、残りの9,000万円の基金も取り崩さざるを得ない状況です。このような状況の中、令和2年度予算については、国保事業費納付金や保健事業に係る費用等を賄うには、現行税率では約3億円以上の財源不足が見込まれるため、今回提案の保険税率に改定を行おうとするものでございます。

【モデルケース税額比較 説明】

保険税率の見直しにつきましては条例改正を伴います。施行日が令和2年4月1日となりますので3月の定例市議会におきまして条例改正の手続きが必要となりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で説明のほう終わらせていただきます。

(会長) ありがとうございます。非常に厳しい内容の説明なんですけど、なおかつモデルケースの非常に負担が多くなるような収支を考えると理解は出来るのですけれども、中々そういう実態と収入が伴わない、並行に同じように上昇していけばいいのですが、中々収入が増えるという事がない中でこういう案を提示していただきました。このことについては是非とも全員皆様からのご意見いただけたらと思ひますのでよろしくお願ひいたします。どうでしょうか。またお持ち帰りして地元なりで説明していただいいていくということで、このままの内容でしたら第3項の国民健康保険税の見直しについては必要な事務処理を進めていただくようお願ひします。続きまして第4項のその他のところですが事務局の方からよろしくお願ひします。

(4) その他

(事務局) それではその他の項の中で令和2年度の国民健康保険制度改正の概要の説明をさせていただきます。毎年国民健康保険制度の中で保険税の軽減の措置とか限度額の引き

上げというのが税の改正の方で示されますのでそれについての説明という事になります。

この令和 2 年度につきまして予定されている分につきまして資料、令和 2 年度国民健康保険制度改正（予定）というのをご覧いただきながら説明させていただきたいと思います。それでは医療保険制度につきましては、国民健康保険の保険料負担について負担能力に応じた応分の負担を求めることや低所得者に対する保険料負担の軽減を拡充することとされております。このことから令和 2 年度につきましても保険料軽減措置の見直しや課税限度額の引き上げが予定されております。ここではこの被保険者にかかる制度改正について説明をさせていただきます。

まず一つ目が国民健康保険税、軽減措置の見直しにつきましてでございます。5 割軽減 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行い低所得者の負担軽減の範囲を拡大するものでございます。国民健康保険税の算定基礎の所得割額、均等割額、平等割額のうち 1 人あたりの均等割額と 1 世帯当たりの平等割額につきまして軽減するものでございまして、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に掛け合わす金額を現行の 28 万円から 28 万 5 千円に引き上げ、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者の数に掛け合わす金額を現行の 51 万円から 52 万円に引き上げるものでございます。なお 7 割軽減につきましては今年度も見直しは行われておりません。

二つ目の国民健康保険税、課税限度額の見直しでございますが負担能力に応じた応分の負担を求める事から、基礎課税額、医療分にかかる課税限度額を現行の 61 万円から 63 万円に、介護保険金分にかかる課税限度額を現行の 16 万円から 17 万円に引き上げるものでございます。これによりまして課税限度額の合計は 96 万円から 99 万円になります。以上が被保険者にかかる国民健康保険制度の改正点でございます。

こういう見直しにつきましてはこれも条例改正を伴います。施行日が令和 2 年 4 月 1 日となるため、本来であれば 3 月定例市議会において条例改正の手続きが必要となりますところでございますが、但し条例改正のもとになります地方税法等改正法案の国会通過が 3 月下旬になると見込まれるため 3 月議会には間に合わないという事になりますので、専決処分として次の 6 月に議会でございますけれども 6 月議会に報告させていただく事という事になりますのでご了承いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

（委員）その応分の負担、私どもお話聞かせてもらっても中々理解出来ないところ多々あるのですが、まず議会通らないって言うか国の方の議会も関係するということですから当然暫定で進めるということですか？

（事務局）そうですね。とりあえず暫定と言いますか、4 月 1 日から施行となりますので 3 月 31 日までに、大体 3 月 28、9 日にぐらいにですが、国の方の税改正が通りますのでそこから専決処分と言いますか、まずそれを専決させていただいて後から議会に条例を提案す

るような形になります。

(部長) すみません。ちょっと補足させていただきますと、さっきおっしゃっていただいたように条例改正を伴うものにつきましては議会の議決が必要だということで、一年定期的には4回開かれる議会、今度であれば3月に開かれる議会に諮って議決を得て4月1日から実施をするというのが筋でございますけども、今室長が申しましたようにもとになる法律が3月29日ぐらいに決定して4月1日から始めなさいという事ではとても議会に諮っている時間がございませんので、そういう時は特段の事情があるという事で議会に諮らずに市長の権限でこれを決めることが出来るという事それが専決と言うものでございます。でするのでそういう急遽の場合については議会に諮らずにこれは制度的な国がこうしなさい、と言っているものでございますので法律上絶対しなければならないというもので、そういったものの条例改正については市長の権限によって議会を通さずに、例えば3月31日に決定して4月1日以降施行という事が出来るというのが専決というもので、専決をしますとその後の6月議会でそういうものをした報告をしなさいという事になりますので、6月議会にこういう専決処分を先にしましたという報告を市長からするという事でございます。そういう流れになってございます。

(会長) ありがとうございます。

(会長) 先ほどもお話ししてもらいましたけど負担が多くなるということについて、非常に私たちが医療費自体は使ってるからこちらでしなければならぬのは当たり前の事なのですが、医療負担が当然個人だけ負担じゃないものですから、当然制度を考えながら赤字財政を減らしていくというやり方だと思うのですけれども、なるべくこういう話もですね、市の広報にも当然流されるわけですね。

(事務局) はいそうです。

(会長) これは市民に対して十分な説明した内容で広報していただいてそのあたりの理解を求めるような方法でやっていただきたいと思います。

(事務局) はい。わかりました。

(会長) 皆さんもし何かご意見あれば。

(委員) この話と違うのですが、均等割と平等割どう違うのですか？

(事務局) 均等割というのは被保険者個人個人に課せられる課税なんですけども、平等割は世帯にですね。一世帯に課せられる課税という事になります。いいですか。

(委員) もうひとつよくわからない。

(事務局) 三人家族さんがおられてそれが一つの世帯だというときには三人に課せるのが均等割になってくるんです。×3に家族の人数分かかってくるんです。

平等割はもう一つの世帯としてなので、例えばこの1人が就職で抜けましたってなった時に、減っていく保険税の中で減っていくものは均等割の部分になっていくんです。でも世帯としては国民健康保険に入っておられるっていう所で平等割にかかった部分の金額っていうのは変わらないですね。なので保険税はこの三つの保険税×パーセンテージがそれぞれ3種類あるのですけれども、1人入ったから減る部分ともう1世帯として名張市国民健康保険に加入いただいている場合は変わらないのです。一年間変わらないです。金額が固定化されているものが平等割になっていくんです。

(部長) 健康保険税は世帯単位に課税させていただきます、あなたの世帯は合計いくらですよ、その世帯の保険税を計算する時にまずはその世帯、1世帯っていう事であればこの平等割っていうのがもうかかってくると、医療分の今度24,200円、支援金も8,000円、40歳から65歳未満の方がいたら5,600円と世帯にかかる分で平等割っていうのがありまして、その中で人数分に応じて均等割を払って下さいという事で、均等割についてはその世帯の人数をかけて平等割の上に均等割が人数分のかかってきます。

(委員) 3人分ないし、4人加味される。

(部長) はいそうです。2人であれば2人分、3人であれば3人分、4人であれば4人分というのが均等割です。そこにもうひとつその世帯の所得の状況によって所得割というのがのっかってくるので、三層構造という形で保険税が決まってくるということです。

(委員) 全然わからない。均等割と平等割は所得に関係なしに課せられる？

(部長) どなたにもかかってくるのです。その為に低所得者の方にも同じようにかかってくるという前提条件があるのですけど、それではやっぱりちょっと気の毒であろうという事で一番最後ですね、14ページにありますようにこの1番の軽減措置の見直しという事でその均等割、平等割については低所得者の方には5割軽減、2割軽減などしてその定額部分と言っている部分を引き下げようというそういう措置がございます。

(委員) はい、どうも。

(委員) 聞いていたら長くなる、大変だということはわかるし、今までと変わらずやっておられることですし、おかしいと言う気はないですけど、中々制度じたいが理解できなくてその積み上げがどうなっているか中々理解できないと、この中で皆公平にやられてるわけですから、その中で収入が中々追いつかないという方が多いと結局こういうふうにならざるを得ない状況になっていく。なったらその次には保険制度の値上げという風になっていくと一応悪循環のまま繋がっている。その辺の所どういう方法、保険料をあげれば埋め合わせできるんですけども、あまりにも単純な発想で、新しい何かうまいことを今後行政の方が考えていただいて、それを皆さんの負担にかからない様な方向を考えていっていただかないと今のままでいけば、どんどん個人の市民の方の負担が増えていく。そこを何とか歯止めしていただく考えで実際考えていただければと私は個人的にはそう思いますのでその辺の所よろしく願いいたします。はい。あと皆様ご意見ございませんか？

(委員) これ、よその市との差というのは？

(部長) モデルケースという事で 13 ページに書かさせていただいたこの A、B のパターンがございますけども、このそれぞれの税率はそれぞれの市町村で決めることができますので、これで一応この所得とか人数構成を同じと考えてそれぞれの市町の、三重県には村ないので、市町の税率に当てはめて一応順位とか出してみました。その時に例えば A の (1) の夫所得 300 万 4 人家族の場合ですね。この場合は県下では上位から 29 市町あるんですけども上位の方で 4 番目ぐらいになってくるという事でございます。(2) の夫所得 50 万円という所については 24 番目に下がってくると、中間が 15 位でございますけどもこの方は 24 番目までに下がってくると、それで、B の夫婦 2 人の場合の (1) ですがもこういうパターンでは 19 位ですね。(2) の場合では 24 位という事であの高額の所得の方については伸びが大きいということで、県内で比較しますと上位にくるんですけども、低所得の方につきましてはこういう上げ幅はあるんですけども、その中でも県下では低い方に出来るだけいくようにという事でこの税率を考えさせていただいたという事です。

(委員) この数字に例えば 15% B のモデルケースの B の夫婦 2 人の (2) の 15% も多くなると反発とかないんですか？かなり多いという印象を受ける方が多いんじゃないですか。

(部長) おっしゃられます通りですね。どの世帯にとってもこれからいきますとかなりの反発が予想されます。ですのでその辺りはまずは 3 月定例会でお認めいただかないとこれは決定していかない事になりますので、まず議会の方から議員さんたちが相当ないろんなご意見は承る事と予想しております。そしてまたそれに応じてですね、市民の皆様からもいろ

んなご意見等いただくという事で、それについてはなぜあがるのかというような事できちんとした先ほど税の仕組みが中々わかりにくいという事もございますので、そういったあたりも含めてきちっと説明をさせていただくとして、名張市のこういう状況についても説明させていただいてご理解を得るといふような事でしか現在の所言えないという事でございます。ご理解を求めていくという形でさせていただきたいと思います。

(委員) ちょっと話がそれるようですが、市民病院が名張市にありましてね。かといって直接診療ということになると中々難しいとなっている状況で、じゃあ、そういう今のやり方がいいのか、悪いのか、最初設立以来こういう方向できてるから今更中々変えられない所があるのかもわかりませんが、また別の話で悪いのですが、住んでるのは名張に住んでるけれども住民票は他府県だとかいう事もいろんな収入源が圧縮されてる中で医療の方がね、どんどん増えてると負担額が増えてるとなったら、どこかに改善といいますか方策を変えていかないかのじゃないかなと大雑把な感想なんですけど、そういう所も考えられると思いますので、世の中の工夫や苦勞されているのは重々わかりますけど、またその辺の所上昇ばかりでどこかで歯止めをしていただかないと、多分市民も議会の方もそうですけども市民の反発の方がどんどん多くなっていくと思いますので、その辺の所何とかご努力・ご尽力していただいて何とか歯止めをしていただければと思っております。

(事務局) はい、わかりました。

(会長) 皆さんはどうでしょうか？

(委員) ちょっといいですか。あのちょっと税の事がものすごくうといのでちょっと変な事いうかもわからない。これに付随して介護保険のことは関係ないと思うのですけども当然ながら同時進行であがるんでしょうね。その情報全然私まだ知らないですよ。

(部長) 介護保険制度につきましては 3 年ごとに事業計画の見直しを行ってその中で次の 3 年間の必要な費用を割り出してそれに応じた保険料、介護保険料を引きあげていくとかいう形になります。

(委員) 当然、今の国保も同じような状態で介護の保険の方も同じ様な状態だと思うんですけども、余裕があるわけじゃないと思うんですけども。

(部長) あの余裕がないというのはどちらも同じなんですけども、元々その国民健康保険は医療の病院にかかる費用だけをもって算定いたしますけども、介護保険の方には介護にだけかかる分だけと医療と介護はまったく違いますので。

(委員) ただ、高齢者についてはやはりこれもあがるのか、これもあがるのかとなる。

(部長) そうです。ですので病気になられてかかられてちょっとは病気が治ってきた次は介護だという様な形で、医療から介護という流れで逆に介護して介護に陥った、それから病気が進行して医療にいくとそういう同じ方で高齢者という事であれば、そういう医療面、介護面の費用っていうのはどちらも同じようにかかってくるという事で申しあげましたら、大変厳しいのでその介護についても、これは福祉子ども部で算定しておりますので、次の保険料がどの程度になるのかっていうのはちょっと私の方では全然わからないのですが、国が言っていますのはやっぱりちょっと介護保険料の方ももうだいぶ厳しいので、例えば保険料があがるけれども、その上げ幅を抑えるために例えば利用料を従来の1割から2割にしようとか、介護の軽易なものについては外して地域づくりをお願いしてる部分もあるんですけど、現在もあるんですけどもそういった事を国も考えた上でその介護の仕組みというのが機能されておりますので、おっしゃっていただくように医療も介護も含めまして相当厳しいっていうのは間違いないという事でございます。

(委員) よろしいですか？あの非常に大きな上げ幅。単純に言ったら3億足らんから3億の歳出基準計算方法を言われるのかなと思うんですけども、話変わるんですがゴミが今ちょっと変わりますね。今度ゴミの出し方変わるんでしょう。それこの前から話してた地域に回ってるんでしょう。結構。こういう事で変わりますとして変わるんですが、地域のある程度理解っていうのを、これはもうその議会で通したらそれまでなのか、市報で終わるのか、今までそのケースできましたね。そういうような観点はどう考えておられるんですかね。今までやったことはないと思うんですけども、だけど今の制度が変わったり、そういうゴミなんかは変わるという事に対してその地域づくりでもだいぶ問題になっているような形なんです。それはこういう風でこうやってある程度の説明があるのと違うのかなと、単純に考えればその足らんからこういう形っていうには当然わからんことはないけれども、ゴミの問題と何か同じような感じで、ゴミの問題もやっぱりその色々な方法で、結局お金にならないから昔はやってたが、やっててやめて今度はどうなるのかと、あの黄色い袋でやるのか極端に言ったら、でも黄色い袋でやらないとある程度の負担が市負担割れしてきているわけですね。住民がその辺の理解もちょっとわからないところあるから回ってくるという話なんですけれど、あの黄色い袋というのは買って高いけどその事業に対する負担をしてるんですね。逆に言えば。

(委員) まあ、青山との金額差はあります。

(委員) そうなんです。同じような状態で白い袋でやったらいいという話なんですけれども、

そうはいきませんよと、一番そういう根っこの問題をあんまり言わないでずっといって話の結局そうなるのだったら、そういう形で理解を求めるといっての方がいいのと違うのかな、と気はするんですけどね。私の意見ですけど。

(会長) 余裕をもってやることについて余裕をもって進めていただかないともう決まりだからやると、先ほど田畑さんが言われたようにゴミの問題でも12月の会議で発言されて2月に試行かと2か所やるとそれで4月からGOだと、私の所も蔵持町里なんですけどね、じゃあ、市民はどんだけメリットがあるんだと、それについて説明していただいたって私ら6区長で話したんですけど誰もわかりました。という人がいないんですよ。ちょっとやらないかんいろんな事進めていって市民の了解っていいですか認知していただかないと、なんでも行政がやるんだとやり方っていうのはそのままちょっとやり方を変えていただかないと、中々市民の同意を得られないと、だから実はすべて余裕をもってその期間をもって進めるっていうのが大前提ではないかなと思います。その辺の所をいまの会議の中で結論どうのこうの問題じゃないと思いますけども、ただ非常に田畑さんもいっしょに代表でやってくれてるんですけどね、非常に上からのものばかりで中々私どもついていけない状況ですね。地域は当然いろいろ交付金いただいてやってる訳なんですけども、この財政と同じように地域づくりも非常に厳しい中でやってるわけですね。だからその辺は誰でも知っていきべき、それだけの私は区民に対しての説明責任がありますので、ききましたからこうですよと言うわけにいきませんので、その辺の所もうちょっと余裕をもって進めてやっていただきたいと思います。代表者会議も市長に出させていただいているんですけどね。中々市長にわかりましたと答えがでないもんですから、ちょっと話がそれましたけど、そういう形で我々も自分の考えでしないっていう事をいっているんじゃないかと、余裕をもって説明をして、ならばしょうがないなという形で進めるという形を前提のもとにやっていただければと願っております。

(委員) 我々も費用かかっているものでね、理解できると思うんですよ。医療費上がるの決まっているのですが、それまでのプロセスとかある程度一緒に言ったらいいと思うんですよ。こういう事でこうやからこうですよと、申し訳ないけど皆さんに医療関係の自分の健康の安全に関してこうやって行きましょう、というのを市がはっきりそういう事を、あがるっていう事をマイナスみたいな形の中でね、ゴミも変わるっていう必ずしも住民理解しながらしていくという話と思わないと、その辺を変えていった方がいい気がするんですけどね。出来る範囲の中で。

(部長) はい。あの今いただきましたご意見をもとにですね、手法について検討して対応して参りたいと思います。

(会長) 福祉子ども部のお話がでましたけども私は縦割りの社会より、横割りでちゃんと横で連携として行政というのは、ここだけのセクションだけでなく、福祉こども部と当然連携としてやるのでしょうか、全部でやっていますって言葉を聞きたい、やりますじゃなくやっていますという話をね、そういう形の行政のやり方をしていただきたいとこっちは思っています。

(部長) はい、先ほども報告の中で言わせていただきました一般会計繰り出し金という事でちょっと説明が中々わかりづらかったかもわかりませんがこの国保会計からですね、出したお金と一緒にですね、福祉子ども部の職員と一緒にになって国保関係の人も一緒に成人病対策の事業をやっていくという事でそれはもう常時連携させていただいています。はい、また参考にさせていただきます。

(会長) 私も誤解のないように、誤解という取り方はしてませんが、そういう認識ご理解願います。

あと、皆さんご意見ございましたら、ないようでしたら以上で本日の運営協議会を終了させていただきます。本日はご参加ありがとうございました。